

各 位

会 社 名 スギホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 杉浦 広一  
 (コード番号 7649 東証・名証一部)  
 問合せ先 執行役員 山口 博久  
 (TEL 0566-73-6300)

**株券電子化に伴う  
 『当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）』  
 の修正に関するお知らせ**

平成 21 年 4 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 5 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会において承認いただきました『当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）』（以下「本プラン」といいます。）について、下記のとおり株券電子化に伴う所要の修正を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 修正の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の電子化など関係法令の整備が行われたため、本プランについて所要の修正を加えるほか、一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 修正の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、修正前の内容については、当社ホームページに掲載の開示資料（平成 20 年 4 月 11 日開示「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」[http://www.drug-sugi.co.jp/hd/ir/newsrelease/pdf/20080411\\_2.pdf](http://www.drug-sugi.co.jp/hd/ir/newsrelease/pdf/20080411_2.pdf)）をご参照下さい。

(下線は修正部分を示します。)

修正前	修正後
(5 ページ) <b>II. 本プランの内容</b> <b>1. 本プランの概要</b> (1) 本プランが適用される買付行為 (中略) 注 3：議決権割合 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数（議決権のある株式に限る。）から、有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（単元未満株式数を除く。） <u>及び証券保管振替機構名義における失念株式数を減じた株式数（単元未満株式数を除く。）</u> を、1 単元の株式数（100株）で除した数とします。	(5 ページ) <b>II. 本プランの内容</b> <b>1. 本プランの概要</b> (1) 本プランが適用される買付行為 (中略) 注 3：議決権割合 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数（議決権のある株式に限る。）から、有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数、有価証券報告書、半期報告書、 <u>四半期報告書</u> 又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（単元未満株式数を除く。） <u>を減じた株式数（単元未満株式数を除く。）</u> を、1 単元の株式数（100株）で除した数とします。
(7 ページ) <b>2. 大量買付ルールの内容</b> (3) 独立委員会における大量買付行為の検討等 (中略) 独立委員会は、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（ <u>円貨</u> ）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は 60 日間、その他の買付けの場合は 90 日間を設定します。大量買付者は、本検討期間（下記(4)ウに従っ	(7 ページ) <b>2. 大量買付ルールの内容</b> (3) 独立委員会における大量買付行為の検討等 (中略) 独立委員会は、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（ <u>円貨</u> ）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は 60 日間、その他の買付けの場合は 90 日間を設定します。大量買付者は、本検討期間（下記(4)ウに従っ

(下線は修正部分を示します。)

修正前	修正後
<p>て延長された場合には、延長後の期間を含むものとします。以下同様とします。)中、大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間を通じた評価・検討を経た独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。</p> <p>(後略)</p>	<p>て延長された場合には、延長後の期間を含むものとします。以下同様とします。)中、大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間を通じた評価・検討を経た独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。</p> <p>(後略)</p>
<p>(13 ページ)</p> <p><b>IV. 株主及び投資家の皆様にご提供する影響等</b></p> <p><b>2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご提供する影響等</b></p> <p>大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。</p> <p>(後略)</p>	<p><b>IV. 株主及び投資家の皆様にご提供する影響等</b></p> <p><b>2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご提供する影響等</b></p> <p>大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を守ることを目的として、<u>独立委員会</u>の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。</p> <p>(後略)</p>
<p>(13 ページ)</p> <p><b>3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様にご提供する必要となる手続</b></p> <p>対抗措置として考えられるもののうち、別紙6の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりです。</p> <p>(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続</p> <p>新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。</p> <p>ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、<u>名義書換えが完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日まで名義書換えを完了していただく必要がありますのでご留意下さい。</u></p>	<p>(13 ページ)</p> <p><b>3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様にご提供する必要となる手続</b></p> <p>対抗措置として考えられるもののうち、別紙6の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得場合に株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりです。</p> <p>(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続</p> <p>新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。</p> <p>ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、<u>当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要</u>がありますのでご留意下さい。</p>
<p>(21 ページ)</p> <p>別紙6</p> <p><b>新株予約権の概要</b></p> <p>2. 割当ての対象となる株主及びその割当方法</p> <p>基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合にしたがって、新株予約権を無償で割り当てる。</p>	<p>別紙6</p> <p><b>新株予約権の概要</b></p> <p>2. 割当ての対象となる株主及びその割当方法</p> <p>基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合にしたがって、新株予約権を無償で割り当てる。</p>

以上